

電子申請による入札参加資格決定後における登録内容変更について

登録内容に変更が生じた場合は、速やかに電子申請により変更の手続を行ってください。ただし、定時受付の変更手続は、令和8年4月1日から可能になります。また、書面による変更申請は、受け付けません。

変更手続の種類と必要書類

申請区分	変更する内容	別送書類	名簿登載時期
団体追加申請	申請先団体（安城市）の追加	不要	原則毎月15日までに審査が完了した申請は翌月1日、毎月末までに審査が完了した申請は翌月16日
変更申請（共通審査事項）	申請者所在地、商号又は名称、代表者職氏名、法人／個人の区分	・別送書類送付書〔入札参加資格変更申請：共通審査事項〕 ・履歴事項全部証明書（個人の場合は変更内容を証する書面）	随時
変更申請（希望営業種目）	希望営業種目、取扱内容、申請先別希望営業種目・順位	不要	原則毎月15日までに審査が完了した申請は翌月1日、毎月末までに審査が完了した申請は翌月16日
変更届	業者基本情報（共通審査事項を除く。）、契約営業所情報／申請先団体別契約営業所ほか	不要	即日受付
廃止届	申請先団体の廃止（廃業）	不要	即日受付